令和　　　　年　　　　月　　　　日

構造耐力規定に関する既存不適格調書

　（宛先）　株式会社CI東海

代表取締役　　坂崎　日支夫　　様

建築主 氏名

調査者 住所

(設計者)　資格（　　　）建築士（　　）登録第　　　　　　　　　　　号

氏名

電話

増築等に係る既存建築物に対する構造耐力規定（法第20条）の緩和規定（法第86条の7・令第137条の2・令第137条の12・令第137条の16）適用にあたり報告します。

１．増築等に係る部分の概要＜共通＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 増築等に係る部分の床面積の合計(a) | ㎡ | "基準時以降に増築等を行った部分の面積(b)" | ㎡ |
| 基準時における延べ面積（A) | ㎡ | (c)=　A/2： ㎡ | (d)=　A/20： ㎡ |
| * 増　改　築
 | "該当する適用区分に　レ" | □適用区分1（令第137条の2第一号イ） | 規模制限なし（構造一体） |
| □適用区分2（令第137条の2第一号ロ） | 規模制限なし（EXP.J分離） |
| □適用区分3（令第137条の2第二号イ） | 基準時の1/20超（50㎡を超える場合は50㎡）かつ1/2以下（構造一体）…a+b≦c |
| □適用区分4（令第137条の2第二号イ） | 基準時の1/20超（50㎡を超える場合は50㎡）かつ1/2以下（EXP.J分離）…a+b≦c |
| □適用区分5（令第137条の2第二号ロ） | 基準時の1/20超（50㎡を超える場合は50㎡）かつ1/2以下…a+b≦c（法20条1項四号建築物に限る） |
| □適用区分6（令第137条の2第二号ハ） | 基準時の1/20超（50㎡を超える場合は50㎡）かつ1/2以下で令第137条の2第一号に定める基準 |
| □適用区分7（令第137条の2第三号イ） | 基準時の１／20以下かつ50㎡以下（EXP.J分離等）…a+b≦d, 50  |
| □適用区分8（令第137条の2第三号ロ） | 基準時の１／20以下かつ50㎡以下で令第137条の2第一号又は令第137条の2第二号に定める基準 |
| 接続部 | □EXP.J等既設に影響を与えない→ | □増築部の基礎とは干渉しないことを確認 | □その他（　　　　　　　） |
| □大規模の修繕・大規模の模様替 | □構造耐力上の危険性が増大しない（令第137条の12第１項） | 2～5のみ記入 |
| □移転 | □同一敷地内におけるもの又は認定を受けたもの(令第137条の16) | 2～5のみ記入 |

２．既存不適格建築物の概要＜共通＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 既存不適格となっている部分、規定、基準時 | （部分） | （規定） | （基準時） |
|  |  |  |
| ※記入欄が不足する場合は別紙添付 |
| 建物名称等 | 名称 |  |
| 所有者（管理者） |  |
| 所在地 |  |
| 用途 |  | 竣工年月 |  |
| 設計者 |  |
| 施工者 |  |
| 建物履歴　※1 | 増築、改築、用途変更 | □無　□有 | （　　　　年　増・改・修・模・用・除 |  | ㎡　） |
| 修繕・模様替　、除却 | □無　□有 | （　　　　年　増・改・修・模・用・除 |  | ㎡　） |
| 火災等被災歴 | □無　□有 | （　　　　年　被災 | 　） |
| 構造概要 | □木造 | □鉄骨造 | □鉄筋コンクリート造 | □鉄骨鉄筋コンクリート造 | □その他（　　　　　　　） |
| 階 |  |  |  |  |  | 合計 |
| 床面積(㎡) |  |  |  |  |  |  |

３．設計図書等の有無 ＜共通＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 意匠図 | □有 | □無 | 構造図 | □有 | □無 |
| 構造計算書 | □有 | □無 | 地質調査資料 | □有 | □無 |
| 確認申請書 | □有 | □無 | 確認番号 |  |

４．新築又は増築等の時期を示す書類＜共通＞ ※2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □検査済証 | □建築確認台帳に係る記載事項証明 | □確認済証 | □登記事項証明書 |
| □その他（ ） |

５．基準時以前の建築基準関係規定の適合＜共通＞

|  |
| --- |
| □基準時以前の建築基準関係規定に適合することを確認した |
| 確認方法（概要） | □現地調査 | □図面（　意匠図　・　構造図　・　施工図　） と現地の照合 |
| □その他（ ） |

６．構造耐力規定の緩和条件＜増改築＞

　　　**（注意）増改築に係る部分以外の部分が適用区分1～8のいずれか及び各適用区分内のすべての項目に該当すること**

|  |  |
| --- | --- |
| □適用区分1 | 規模制限なし　【令第137条の２第一号イ 構造一体】 |
| ＜構造耐力上主要な部分＞ |
| □耐久性等関係規定に適合 | →7－1へ |
| □令第3章第8節の規定に適合 ※3 |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第1項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2項第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算方法を含む |
| 　＜建築設備・屋根ふき材等＞ |
| □建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、各規定に適合 |
| □屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告第109号の規定に適合（法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合を除く） |
| 　＜特定天井＞ |
| □平17国交告第566号第1第二号ロの規定に適合（法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合を除く） |
|  | 　□平25国交告第771号第3の規定に適合　　　　　　　□令第39条第3項に基づく認定を受けたもの |
|  | 　□増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの |

|  |  |
| --- | --- |
| □適用区分2 | 規模制限なし　【令第137条の2第一号ロ　EXP.J分離】 |
| ＜構造耐力上主要な部分＞ |
| □耐久性等関係規定に適合 | →7－1へ |
| □下記の(1)から(3)のいずれかに該当 |
| (1)□令第3章第8節の規定に適合 ※3 |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第1項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2項第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算を含む |
| (2)□令第3章第8節の規定（地震に係る部分に限る）に適合し、かつ、令第82条第一号から第三号（地震に係る部分を除く）までの構造 |
| 　　　　　計算により安全を確認（法第20条第１項第二号から第四号の建築物に限る）※3 |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第1項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2項第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算を含む |
| (3)□地震に対して下記区分により安全を確認し、かつ、令第82条第一号から第三号（地震に係る部分を除く）までの構造計算により |
| 　　安全を確認 ※4 |
| 　＜建築設備・屋根ふき材等＞ |
| □建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、各規定に適合 |
| □屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告第109号の規定に適合（法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合を除く） |
| 　＜特定天井＞ |
| □平17国交告第566号第1第二号ロの規定に適合（法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合を除く） |
|  | 　□平25国交告第771号第3の規定に適合　　　　　　　□令第39条第3項に基づく認定を受けたもの |
|  | 　□増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの |
| 　　下記区分　2－1又は2－2に該当 |
| □区分2－1 | 　平17国交告第566号第2第一号ハ |
| 　□耐震診断によって安全を確認 | →7－2へ |
| □区分2－2 | 平17国交告第566号第2第一号ハ |
| 　□新耐震基準に適合することを確認 | →7－3へ |

|  |  |
| --- | --- |
| □適用区分3 | 基準時の1/20超（50㎡を超える場合は50㎡）かつ1/2以下【令第137条の2第二号イ 構造一体】 |
| ＜構造耐力上主要な部分＞ |
| □耐久性等関係規定に適合 | →7－1へ |
| □地震に対して下記の(1)から(3)のいずれかに該当 |
| (1)□令第3章第8節の規定に適合 ※3 |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第1項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2項第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算を含む |
| (2)□法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認（木造のみ選択可） |
|  |  | □令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで及び第4項（表3に係る部分を除く）＊ |
| (いずれか) |  | ＊令第42条（土台及び基礎）最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている |
|  |  | 令第43条（柱の小径）柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等 |
|  |  | 令第46条（構造耐力上必要な軸組等）壁又は筋かいを入れた軸組が釣合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等 |
|  |  | 　　〃　 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認 |
|  |  | □平13国交告第1540号第1から第10までの規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法） |
| (3)□【建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合に選択可】増改築前後において架構を構成する部材（間柱、小ばり等を除く） |
| 　に追加及び変更がない場合（部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く） |
| 　　　　□下記区分により安全を確認 |
| 　□地震時を除いて下記の(1)又は(2)に該当 |
| (1)□令第3章第8節の規定に適合 ※3 |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第1項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2項第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算を含む |
| (2)□法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認（木造のみ選択可） |
| (いずれか) |  | □令第46条第4項（表2に係る部分を除く）＊ |
|  |  | ＊階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認 |
|  |  | □平13国交告第1540号第1から第10までの規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法） |
| 　＜建築設備・屋根ふき材等＞ |
| □建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、各規定に適合 |
| □屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告第109号の規定に適合（法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合を除く） |
| 　＜特定天井＞ |
| □平17国交告第566号第1第二号ロの規定に適合（法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合を除く） |
|  | 　□平25国交告第771号第3の規定に適合　　　　　　　□令第39条第3項に基づく認定を受けたもの |
|  | 　□増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの |
| 　　下記区分　3－1又は3－2に該当 |
| □区分3－1 | 　平17国交告第566号第3第一号ニ |
| 　□耐震診断によって安全を確認 | →7－2へ |
| □区分3－2 | 平17国交告第566号第3第一号ニ |
| 　□新耐震基準に適合することを確認 | →7－3へ |

|  |  |
| --- | --- |
| □適用区分4 | 基準時の1/20超(50㎡を超える場合は50㎡)かつ1/2以下【令第137条の2第二号イ】(EXP.J分離) …a+b≦c |
| ＜構造耐力上主要な部分＞ |
| □耐久性等関係規定に適合 | →7－1へ |
| 下記の(1)から(3)のいずれかに該当 |
| □平17国交告第566号第3第一号ロ |
| 　地震に対して下記の(i)又はに該当 |
| 　(i)□令第3章第8節の規定に適合 ※3 |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第1項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算を含む |
|  |
|  |  | □令第42条、第43条、第46条第１項から第3項まで及び第4項（表3に係る部分を除く）＊ |
| (いずれか) |  | ＊令第42条（土台及び基礎）最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている |
|  |  | 令第43条（柱の小径）柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等 |
|  |  | 令第46条（構造耐力上必要な軸組等）壁又は筋かいを入れた軸組が釣合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等 |
|  |  | 　　〃　階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認 |
|  |  | □平13国交告第1540号第1から第10までの規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法） |
| 　　　□平17国交告第566号第3第一号ハ |
|  地震時を除いて下記の(i)又は(ii)に該当 |
| 　(i)□令第3章第8節の規定に適合 ※3 |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2項第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算を含む |
| (ii)□法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認（木造のみ選択可） |
| (いずれか) |  | □令第46条第4項（表2に係る部分を除く）＊ |
|  |  | ＊階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認 |
|  |  | □平13国交告第1540号第1から第10までの規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法） |
| 　(2)□平17国交告第566号第3第一号二 |
| 【建築物の内部に床を増設するなどの増築がある場合に選択可】増改築前後において架構を構成する部材（間柱、小ばり等を除く） |
| に追加及び変更がない場合（部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く） |
| 　　　□地震に対して下記区分により安全を確認 |
| 　　　□地震時を除いて下記の(1)又は(2)に該当 |
| (1)□令第3章第8節の規定に適合 ※3 |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第1項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2項第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算を含む |
| (2)□法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認（木造のみ選択可） |
| (いずれか) |  | □令第46条第4項（表2に係る部分を除く）＊ |
|  |  | ＊階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認 |
|  |  | □平13国交告第1540号第1から第10までの規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法） |
| 　(3)□平17国交告第566号第3第一号ホ又はへ |
| 　　　□地震に対して下記区分により安全を確認し、かつ、令第82条第一号から第三号（地震に係る部分を除く）までの構造計算により安全を確認 ※4 |
| 　＜建築設備・屋根ふき材等＞ |
| □建築設備（屋上突出の水槽・煙突、給排水管、昇降機等）は、各規定に適合 |
| □屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭46建告第109号の規定に適合（法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合を除く） |
| 　＜特定天井＞ |
| □平17国交告第566号第1第二号ロの規定に適合（法第20条第1項第一号に基づく認定を受けた場合を除く） |
|  | 　□平25国交告第771号第3の規定に適合　　　　　　　□令第39条第3項に基づく認定を受けたもの |
|  | 　□増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しており、落下防止措置が講じられているもの |
| 　　下記区分　4－1～4－3のいずれかに該当 |
| □区分4－1 | 　平17国交告第566号第3第一号ロ |
| 　□下記のいずれかによって安全を確認 |
| □令第3章第8節の規定に適合 ※3 |
|  |
| 計算方法☆： |  | □令第81条第1項 | □令第81条第2項第一号イ | □令第81条第2項第一号ロ |
| (いずれか) |  | □令第81条第2項第二号イ | □令第81条第3項 | ☆同等以上の計算を含む |
| □法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造である場合、下記に定めるところにより安全を確認（木造のみ選択可） |
|  |  | □令第42条、第43条、第46条第1項から第3項まで及び第4項（表3に係る部分を除く）＊ |
| (いずれか) |  | ＊令第42条（土台及び基礎）最下階の柱の下部に土台があり、基礎に緊結されている |
|  |  | 令第43条（柱の小径）柱の小径が基準値以内、通し柱が適正に配置されている等 |
|  |  | 令第46条（構造耐力上必要な軸組等）壁又は筋かいを入れた軸組が釣合いよく配置され、隅角に火打材があり、小屋組に振れ止めがある等 |
|  |  | 　〃 　階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える場合は壁量計算及び壁率比等により安全を確認  |
|  |  | □平13国交告第1540号第1から第10までの規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法） |
| □区分4－2 | 平17国交告第566号第3第一号二、ホ又はへ |
| 　□耐震診断によって安全を確認 | →7－2へ |
| □区分4－3 | 平17国交告第566号第3第一号二、ホ又はへ |
| 　□新耐震基準に適合することを確認 | →7－3へ |

|  |  |
| --- | --- |
| □適用区分5 | 基準時の1/20超（50㎡を超える場合は50㎡）かつ1/2以下【令第137条の2第二号ロ】（法20条1項四号建築物に限る）※5 |
|  □令第3章第1節から第7節の2まで（第36条及び第38条第2項から第4項までを除く）の規定に適合 |
|  □基礎の補強について平17国交告第566号第4の規定に適合 |

|  |  |
| --- | --- |
| □適用区分6 | 令第137条の2第一号に定める基準【令第137条の２第二号ハ】 |
|  □令第137条の2第一号イ | →適用区分1へ |
|  □令第137条の2第一号ロ | →適用区分2へ |

|  |  |
| --- | --- |
| □適用区分7 | 基準時の１／20以下かつ50㎡以下（EXP.J分離等）【令第137条の2第三号イ】 |
|  □構造耐力上の危険性が増大しない | 接続方法（ □ EXP.J等 □ その他　 　） |
|  調査者（設計者）所見 |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| □適用区分8 | 令第137条の2第一号又は令137条の2第二号に定める基準【令第137条の2第三号ロ】 |
|  □令第137条の2第一号イ | →適用区分1へ |
|  □令第137条の2第一号ロ | →適用区分2へ |
|  □令第137条の2第二号イ | →適用区分3又は 4へ |
|  □令第137条の2第二号ロ（法第20条第１項第四号の建築物に限る） | →適用区分5へ |

(1)

７．安全確認の方法＜増改築＞

|  |
| --- |
| 7－1　耐久性等関係規定の確認 |
| 確認方法 | □現地調査 | □図面（意匠図・構造図・施工図）と現地の照合 |
| □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| 7－1　耐震診断によって安全を確認　※6 |
|  □平17国交告第566号第2第一号ハ、第3第一号二又はホにより、平18国交告第185号に定める規定（平18国交告第184号別添）によって安全を確認した。 |

|  |
| --- |
| 7－3　新耐震基準への適合性によって安全を確認　※6 |
| □国住指第2275号（平成24年9月27日）　「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定に |
|  ついて（技術的助言）」によって安全を確認した |
| 確認方法 | □現地調査 | □図面（意匠図・構造図・施工図）と現地の照合 |
| □構造計算書の確認 | □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

８．総合所見＜増改築＞

|  |
| --- |
|  |
|  |

＜添付図書＞

※1　既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示すこと。

※2　建築年が明記された公的証明書：確認済証（写）、検査済証（写）又は同証明書、登記事項証明書、他

※3　構造図及び構造計算書を添付すること。

※4　構造図及び構造計算書を添付すること。ただし、法第20条第1項第四号に掲げる建築物に限る。

※5　各規定に適合していることを示す図書を添付すること。

※6　耐震診断等報告書（別紙様式）を添付すること。ただし、第三者機関による耐震診断の評定を受けた場合は、評価書（写）の添付をもって替えることができる。

その他必要と認め指示したものを添付すること。